

事業主の退職金制度！ ★小規模企業共済で節税しよう★

この制度は小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社の役員の方が、事業をやめた場合や退職された場合に共済金(掛金+運用益)を受け取ることができる共済制度です。

1 加入できる方

- ・従業員の数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の個人事業主と会社の役員
- ・小規模企業者の共同経営者

2 **掛金** 毎月1,000円～70,000円（500円単位）です。年払いもできます。

3 共済金

事業の廃止、役員の死亡や退職、老齢、任意の解約などの場合に支払われます。
解約事由により共済金額は違います。

(例)掛金月額10,000円 加入期間10年 掛金合計120万の場合

- ① 事業廃止の場合・・・1,290,600円
- ② 65歳以上で加入期間180カ月以上の場合・・・1,260,800円
- ③ 任意解約の場合・・・加入期間より、掛金合計の80-120%の返戻となります

4 税務上のメリット

- ① 掛金は全額所得控除されます。
- ② 共済金の税金は割安です。

共済金は一時払い、分割払い、一時払いと分割払いの併用ができます。

一時払い …… 退職所得になります（退職所得控除が受けられます）

分割払い …… 雑所得になります（公的年金等控除が受けられます）

（注）任意解約による解約手当金は、一時所得として取り扱われます。

但し、65歳以上の場合は退職所得扱いとなります。

5 加入申し込み

商工会議所、金融機関などが窓口となり手続きができます。

6 その他

- ① 240カ月未満の加入期間の任意解約の場合、解約手当金は払込総額を下回ります。
- ② 60歳未満の任意解約の場合解約手当金は一時所得として取り扱われます。収入金額から差し引く必要経費は0円となります。
- ③ 掛金合計額の範囲内で、契約者貸付を受けることができます。